

第四十八回国会 衆議院 内閣委員會議録 第十一号

昭和四十年三月四日(木曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 伊能繁次郎君

理事 辻 寛一君

理事 田口 誠治君

理事 山内 広君

理事 井原 岸高君

理事 野呂 恭一君

理事 湊 徹郎君

理事 稻村 隆一君

理事 角屋堅次郎君

理事 受田 新吉君

出席國務大臣

法務大臣 高橋 等君

通商産業大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

検事長 勝尾 録三君

検事(大臣官房) 鹽野 宜慶君

検事(大臣官房) 新谷 正夫君

検事(大臣官房) 大澤 一郎君

検事(大臣官房) 吉河 光貞君

検事(大臣官房) 熊谷 典文君

検事(大臣官房) 山本 重信君

検事(大臣官房) 倉八 正君

検事(大臣官房) 中野 正一君

検事(大臣官房) 影山 衛司君

検事(大臣官房) 山本 重信君

検事(大臣官房) 倉八 正君

検事(大臣官房) 中野 正一君

検事(大臣官房) 影山 衛司君

検事(大臣官房) 倉八 正君

検事(大臣官房) 中野 正一君

検事(大臣官房) 影山 衛司君

検事(大臣官房) 山根 治君  
法制調査部司法法制課長  
検事(刑務局参事官) 日井 滋夫君  
専門員 加藤 重喜君

本日の會議に付した案件

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○河本委員長 これより會議を開きます。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、これを許します。山内広君。

○山内委員 まず最初に、設置法の内容について、ごく怪微なものですから事務的な御答弁でけっこうですが、今度神戸にありました鈴蘭台学園という少年院を加古川に移転いたしました。播磨少年院といふことになるわけです。そこで、私は設置法の十三条の四によりまして、別表の五とこの別表の五に異なる名前があるわけですから、全部頭に土地の名前をつけて、何々刑務所といふことになつて、少年刑務所も同じ、播磨少年院といふ名前が、非常に区々にたくさんある。これに対してはどういうお考えなのか。もっと具体的に、はつきりお聞きしますと、いまの鈴蘭台学園というものをどうし

て播磨少年院と名前を変えなければならぬのか、変えなくてもいいんじゃないか、こういうふうに思ふのですが、その辺の考え方を伺いたい。

○大澤政府委員 まず鈴蘭台学園の名前の由来でございますが、これはもと少年法の改正に伴いまして、民間の保護団体、民間施設が全部国立になりまして、民間の保護団体、民間施設が全部国立になりました場合に、この鈴蘭台学園も、もと民間の団体でございまして、鈴蘭台の名称をそのまゝ踏襲いたしましたので、鈴蘭台学園といふ名前が加古川市に移転してございまして、今回この少年院が加古川市に移転するものでなければ、そのまゝでもいふのであります。鈴蘭台といふのが、その辺の神戸電鉄と申しますか、電鉄沿線の住宅団地につけられました仮の通称でございまして、その場所から離れてまいりますので、やはり移転した場合、いろいろ間違ひがあります。鈴蘭台といふ駅もありまして、さうなことで、ある場所の名前をつけたい、かように考えまして、今回加古川市に移りますにつきますので、名称を変更したほうがよいのでございまして、名称を変更すればいいのであります。すでに加古川市に少年院がありますので、古来の名称であります播磨を冠しまして、最近少年院をはつきりと少年院といふ名前と呼んでおりますので、播磨少年院といふ名前で呼んでおられます。

○山内委員 その播磨といふ名称を使ったのは、どういふことですか。

○大澤政府委員 通常所在地の市町村名を使うわけでございます。加古川には、すでに加古川学園といふのが少年院として存在いたしております。したがって、その付近の地名であります、播磨園といふ古来の園の名前が、

磨の名前をとつたほうが適當じゃないか、かように考えたのであります。

○山内委員 大体そんな御答弁だろうと想像しておりましたが、この学園と少年院とどう違うのですか。

それから私ちよつと時間を急いでおりますから全部一べんに聞いてしまふかもしれませんが、その別表の五をこらんなればわかるとおり、医療少年院、女子学園、何々、たとえば星華学院と、学園が学院というのがあります。農芸学院、ところが今度高原寮といふ名前もある。それから少年院ならいいが、少年学院といふのもある。それから地名をとつたのもあれば、これは非常に区々まちまちなのですが、統一されたらどうですか。

○大澤政府委員 非常にまちまちでございまして、これは先ほど申し上げましたように、それぞれ民間の少年保護団体として存在しております。ものが、国立の少年院になりました。そのためにも、この名前を踏襲したのがかような不統一な結果になつたのではないかと、かように考えます。

この点で、ただいま統一するという御意見もございましたが、やはり民間のそれぞれの歴史も持っておりますので、直ちに統一することは、いろいろ問題もあらうかと思ひます。最近では、すべて少年院といふふうにして、新しいものあるいは移転した際、かような方針で少年院に統一する方針でございまして。

○山内委員 そういふ歴史的なことがあれば、これは徐々に統一する方向で直されたらいいと思ひますが、ただ、このいまの鈴蘭台学園については、はつきりさか意見があるのです。いまのような御意見であればかえつて、加古川に前にあるのも出ておられますから、私もさういふ苦しいことはわかりませんが、何も昔の地名でもないという播磨といふ封建的な園名を残して播磨少年

院というより、鈴蘭台の台をとって鈴蘭学園としたらいいじゃないですか。特に精神的に弱い子供を扱っているのだから、鈴蘭などという名前は、ぼくは教える先生にとっても、スズランの花のようにきれいに育てという教育上からいっても、この看板はとるべきじゃないと思う。播磨などという古いことを考えれば、チャンバラを思い出したり、生徒自身の教育によくない。ちょうど紀元節の二月十一日へのあこがれを持っていてと同じ心理ですよ。そういう気分だからこういう播磨少年院という名前を思いつくので、鈴蘭台学園の上のほうをそのまま使ったらいと思いますが、どうですか、その辺。

○大澤政府委員 この名前は、特にさような意図でつけたのじゃないのでございます。これは名前を何とかしようかというので、いま現に鈴蘭台におります職員、それから大阪矯正管区等の職員等から、実は投票で何がいかというのを選びまして、そして播磨少年院がいいという職員の意見が多うございましたので、われわれとして特に封建的な国の名前を使うという意図じゃなくして、みんなが最も通りのいい名前ということで選んだ次第でございます。さようなわけでござりまするで、趣旨を御了解いただきたく思います。

○山内委員 そういふ議論をしてもしょうがありませんが、やはり情操教育も必要ですから、鈴蘭という名前なんか、私はふさわしい名前前だと思ふ。それをかえって播磨などというから、子供がよく育たない、まあこれはちょっと余談になったようですが、その一点にとどめておきます。

大臣に、せっかくお見えになりましたし、少し大きな問題で聞きましておきたいと思ひます。これは直接法案には関係がないのでありますけれども、二月六日の有力な新聞は、一斉に——一斉にといつて、全部かどうか見ておりませんけれども、国民の祝日法について、法務省の見解をかなり大きく取り扱っておるわけでありまして、その内容をみますと、総理府から見解を求められたと書いてあります。これはこういう事実があった

かどうか。

○高橋(等)政府委員 関係各省に対しまして、その省の所管する関係上、こうした祝日、祭日をふやすことにつきましてどういふ支障があるかというような問題につきまして、意見があれば述べたわけ、こういうことで次官会議で話が合ったわけ、なんであります。紀元節を置くことがいかにどうかという問題についての意見を述べたという意味ではない。私どもでは、手形の問題であるとかあるいは訴訟上のいゝろんな問題があるものから、何か祝日をふやすことによつてどういふ支障があるのらうということを検討したわけでありまして。

○山内委員 それは文書でなく、会議の申し合わせの依頼ということなんでございますか。文書でございましたか。

○高橋(等)國務大臣 詳しくは文書であつたかどうかは聞いておりませんが、次官会議の席上、口頭で、次の次官会議に、何か各省で困る事情があれば、その所管に依つてひとつ意見を述べてもらいたい、こういう注文があつたように聞いております。

○山内委員 その回答は文書でなされておりますか。

○高橋(等)國務大臣 文書ではいたしておりません。

○山内委員 そのことについては、いざ総理府の関係のときにお尋ねをいたしますが、新聞の取り扱つた記事は、二つの理由から法務省が時期尚早であるといふ見解だといふ発表になっておる。ところが、きのうの予算委員会ではかとおつてでしたか、法務大臣は、予算委員会では二月十一日の紀元節を支持されているようで、私は予算委員会に行つておられますので聞きませんが、新聞で見たわけですが、この点についての御見解をもう一べんここで明らかにしていただきたい。

○高橋(等)國務大臣 新聞紙上で、法務省の省議か何かでそういうことでもなつたとか、それが大勢であるとかいふような、紀元節を慎重にやれと

か反対論があつたとかいふようなことがなつたという記事が実は出たので、私も驚いたのであります。その会議には私出ておりませんでしたが、ですから、また私が招集した会議でもなかつたわけ、事情を取り調べましたところ、ほかの案件で局長会議をやつた。ところが、いま申しました次官会議の話もあつたものですから、事務次官から、何か法務省に關係のあることでの休日案について支障があるようなことがないかといふことを相談したわけなんです。その相談が終つてしまつたところに、雑談的に、二人であります、局長級の人と次長級の人が、これはいろいろむずかしい問題もあるから、國民の世論といふものをもう少し何とかしたほうがいいのじゃないかといふような意見が述べられた。しかし、これは会議の目的でもなし、また二月十一日を建国日とするといふようなことについて法務省が省議として意見をまとめるべき問題でもないわけなんです、そういう事情を、どういふものか新聞のほうで非常センセーショナルな記事として実は扱つて、お騒がせをしたようなわけでございますが、真相はそういうことであつて、決して法務省の意思をきめたといふでもなし、法務省の多数の意思がそこにあるといふでもないのではありません。

○山内委員 そうしますと、閣議でもつて祝日を多くした場合にどういふ事務的な支障があるか、それについての回答を迫られたわけですが、それについての法務省としての回答は、どういふ回答をしておるのですか。

○高橋(等)國務大臣 私はその会議にも列席しておりませんが、その会議の結末を次官から話をしたわけでございますが、会議に出ておりました局長や関係者がおられますから、どういふ点を詰めたのか、ここでそれから答えさせていただきます。

○勝尾政府委員 私、経理部長でございますが、局長会議に出席しておりましたので、ただいまの点御説明申し上げたいと思ひます。主として法務省の關係では、休日という表現が

祝祭日の法案にあるわけでございますが、これが日曜日と休日、祝祭日が重なつた場合、休日を翌日に繰り上げるという点がござります。これが手形法その他民法の關係において支障がないかどうか、その点も支障があるならば附則で手当てをする、こういう点が問題になるわけでございますが、その点、その会議で承知いたしました総理府のほうでの法案に全部盛り込まれておりますので、一応法務省としては支障がないという結論でございました。

○山内委員 私は、実はまだこの法案が出ておりませんが、ここで議論する時期は早いと思ひます。そこで全般にわたつてお聞きするわけでもなし、私の意見を申し上げようとするのではなくして、法務大臣としてのお考えをぜひこの際明らかにしておいてもらいたい点がござります。私どもは別にたくさんのお話をいままこで申し上げようとするのではなくして、いま問題になつておる二月十一日、紀元節の復活といふものは、これは右翼が台頭する一つの心理的な柱になる、ささえになる、そういうことも反対の一つの理由であります。そこで、大臣は御存じになつておるとは思ひますけれども、昨年もあなたの方のほうの關係で右翼、左翼の取り締まりのために二百名という増員をしておるわけなんです。そして特に最近右翼が台頭しておるということで、これの徹底的な取り締まりをこの委員会でも要望しておるわけなんです。ところが、この紀元節という問題が起ると、右翼が非常にこれを利用して、台頭し、行動に出てくることは、大臣御存じだと思ふ。そういう意味では、あなたの法務大臣としての職責は私は非常に大事だと思ふ。自分がどう考へる、考へない、法務省の役人が二人慎重論を言つたとか言わぬとか、そういうことでなくして、この紀元節といふものがどんなに右翼に利用されておるか。あなたは国会議事堂の前に行つてごらん下さい。右翼が紀元節復活といつて柱ごとに全部ビラを張つて、私どもの歩く目の前を牽制しておるのです。そのほか、ことしの二月の十一日にも私の部屋にも来

ております。幸い私おらぬで、男の秘書がおつて早々に帰りましたけれども、こういうことつながらり考えれば、法務省としては、法務大臣としては、当然この二月十一日の紀元節復活に反対するのあたりまえだと思ふし、そういう意味で私は新聞がセンセーションナルに取り扱つたという法務省の見解というものは、非常に高く評価する。これなら安心してまかせられると……。ところが、予算委員会の法務大臣の答弁を、私直接聞いていたんでなく、さっき申しましたとおり新聞で見て、実は非常に失望しました。この建国記念日であるいは紀元節の復活というものと右翼とのつながりをどういふふう法務大臣はお考えになつておるか、ここで大臣として明らかにしていただきたいと思ひます。

○高橋(等)國務大臣 建国記念日の制定、二月十一日を記念日とするということは、国民各層の間では広く支持されておる、この觀察いたしております。単に右翼の一部分がそうした運動を支持しておるわけではない。また、国家的に見まして、こうしたことは私は必要であるという信念に立っております。したがって、これをやりましたから右翼が急に勢いづきまして、とにかく社会の治安を乱すというようなことは、私はそれはそう御心配をなさることは少し心配のし過ぎである、こういうふうな判断をいたしております。

○山内委員 もつてのほかな大臣の答弁です。一つは国民各層の大部分が支持しているというものは、どのよう資料であつたはお話ししてあるかわかりませんが、これはことしの二月の朝日の切り抜きがある。紀元節復活反対が六五〇です。賛成が三三〇、その他四〇とちゃんと統計が出ておる。これは一部の新聞の投書の統計ですから、全部とは言いません。しかし、大臣はこういう大事なものを考える場合に、もう少し新聞の世論、学者の意見、そういうものを総合的に調べていただきたい。最近の大きな新聞の社説、ここにはたくさん持ってきております。

れども、こぞって慎重論を主張しておるのです。決して賛成していません。賛成しているのは、神奈川県知事のように、もうどうにもこうにもならぬ、がむしゃらな狂信的な年齢の古い人です。いま三十ぐらいの人、それ以下の人なら、紀元節というものは、そういうものがあるのではありませんかというくらいのもので、内容を聞いたら全然知らないという、これは統計でもたくさん……。いまここで議論の対象になりませんからその程度にとどめますけれども、それは各層全部がというが、一部の人であり、有力な人であり、年輩の、年とつた人です。右翼取り締まりの任に当たられる人は、もう少し現実をひとつお調べになつていただきたい。事務的にはどうなつておるのか。二月十一日の前後に右翼がどういふふう動いておるか。反対運動なんかもあると同時に、賛成運動は日比谷とかいろいろなところで合合もやっております。温泉になるおそれがある。右翼が全部そのものが暴力だとは私は断定はしませんけれども、いま文化人や芸能人あるいは国民こぞって集団暴力撲滅に協力して、非常に成績をあげておるじゃありませんか。こういうふうにあなた方面で取り締まりをやつておる。この温泉にはどこがなつておるか。みんな右翼が温泉になつておるでしょう。それが極端に走つたものが集団暴力になつておる。非常に国民に迷惑をかけておる。それをみんな国民の協力によつて、あなた方撲滅しようとして成績をあげておるでしょう。こういう実態をひとつお考えにならなければいかぬと思ふ。

○高橋(等)國務大臣 私が国民の大多数が賛成だと申しましたことにつきまして、いま新聞の投書等についての御意見が述べられておるのでありますが、二月の六日付の週刊時事も、世論調査をやつておる。これもたいした数の人をやつておるのではないのでありますから、これだけを基礎にはできないのであります。大体千名程度の人で、年齢別に見ますと、二十歳代の者が一九・四〇、三十歳代の者が二六・四〇、四十歳代の者が二二・七〇、五十歳代の者が一六・四〇、六十

歳代の者が一五・一〇、男女別は男子が四八・三〇、女子が五一・七〇、こういう比率で調査をいたした、その結果は、二月十一日を建国記念日とするという意見に賛成の者が五四〇、反対しておる者が二二四〇、わからないと言つておる者が三三三〇、こういうふうな数字も出ております。これも御参考に申し上げたわけでございます。いろいろ御意見はあるでしょうが、私は、国民の中にとにかく建国記念日はあつたほうがいいんだという意見が多いのじゃないか、そしてこれを二月十一日とするということは国民の中に受け入れられておるのであります。

なお、右翼団体と暴力団体とは、われわれははっきりこれを区別をして実は考えておるのでございませぬ。これをやりましたから暴力がふえる、こういうわけのものではない。なお、詳しくは公安調査庁の長官からこの関係はお答えいたします。

○吉河政府委員 ただいま、右翼団体の中に紀元節の復活運動を進めているものがあるのではないかと御指摘がございました。事務的に見てこれとどういふふうな関係があるか、この点を明らかにせよというお話がございました。御承知のとおり、右翼団体は、かねてから全国各地で開催されます紀元節奉祝会というふうなものにも参加いたしまして、奉祝の行事を行なつたり、特に本年一月ごろから二月十一日ごろまでの間におきまして、紀元節の法制化という問題につきまして、政府並びに地方議事に請願をする、あるいは演説会を開催する、日の丸行進をする、ピラ、ポスターの頒布等によりまして、紀元節復活を呼びかけておるような状況でございます。しかし、右翼団体のかような活動は、全国津々浦々に行なわれておるわけではございません。特に東京都内でも目立つようなところ、国会周辺とか新橋駅付近というふうなところで行なつておるのでありますが、ことしにおけるおまな右翼団体の紀元節復活運動の動きを見ておると、大日本生産党が一月に通知

を出しまして、地方自治体に対する紀元節法制化の決議を要請するように働きかけ、佐藤総理大臣に紀元節法制化を執行せよというふうな要請をいたしました。青年思想研究会では、防共挺身隊長ら同会加盟団体の代表十四名が、一月下旬首相官邸に参りまして、建国記念日制定についての建白書を提出いたしております。大日本愛国党では、二月、新橋屋外ステージにおきまして、紀元節法制化国民大会というふうな名のもとに集会を開いておられます。かような状況でございますが、確かに御指摘のとおり、こういう運動をやつておるわけでございますから、これは国民に対して全然影響がないとは言ひ切れないと考えておるわけでございます。しかしながら、右翼団体がここに紀元節法制化問題を取り上げております理論的な根拠、これはわが固有の歴史と伝統を尊重するという独自の見解でございます。これは国民の中にございませぬ紀元節法制化を求める要請とは必ずしも一致したものではありません。右翼運動によりまして国民の間にこの要望が発生したものだといふうちに、主たる原因をそこに求めるような断定はできないのではないかと。右翼が紀元節法制化によりまして急激に国民の間にその勢力を拡大発展する危険性はないかといふ御指摘もございませぬが、いままでの歴史を考へてみますと、右翼が非常に組織的に拡大発展するのは、彼らが国家の危機と称するやうな時期に、非常にその傾向を見せるというやうな状況でございます。紀元節法制化ということによりまして急激にその勢力を拡大するといふことは、いまのところちよつと考えられない次第でございます。しかし、ある程度動いていることは事実でございます。

○山内委員 いまの事務的な御報告、大体私どももそうだろうと見当をつけております。そこで大臣、いまお隣でお聞きのとおり、いまあげられたこれらの右翼の人たちが、いままでどんなことをやつておりますか。たとえば愛国党の党首はだれで、いままでどういふ事件を起こしたか、御存じでしょうか。私は、暴力団といふのは即右翼だとは





の利益、国民の利益という観点に立ちますと、これはもう少し慎重に検討をせなければならぬ要素がたくさんあるのをごいいます。したがっていままで、いまこの問題をどう扱うかというところにつきまして検討いたしておりますが、いま申し上げましたような観点で、慎重に実は処理をいたしております。ただ、御指摘になりました、置くことがきまってもまだ何もやっていないところとか、あるいはまた、全部の事務が移転されてしまっているというのが、御指摘のように十四カ所あるのではありませんか。これらについてはどう処置するか。これは臨時の線に沿うて廃止をしまして、まあ影響はわりあい少ない。その他のものにつきましては、これはよほど慎重に考えまされんといけないうのが私の方針で、これは私としては、急いで結論を出す問題ではないと考えて、慎重にやっております。

○大出委員 交通の便のお話も出ましたが、先般も木古内のお話をいたしました。函館まで一時間ですけれども、木古内まで時間のかかる方がたくさんいるわけでありまして、重ねて申し上げるようでごいいますけれども、慎重にひとつ取り扱っていただきたい、こう考えるわけでありませう。

そこで、簡易裁判所の事務管轄の拡充という項目が一つあるのではありませんか、どのくらいまで拡充をされるつもりですか。この答申を受けてのお考えの大体のところを、ひとつ簡単に申し上げます。

○高橋(等)國務大臣 いまその点も検討をいたしておる最中でございいます。

○大出委員 民事で十萬未満だとか、これは三十萬という話が出たり、五十萬という話が出たりいたします。あるいは期日の三年をどういうふうにするかというふうなことも、一部聞かれるわけでありまして、これについて一つ間違えと、これは全体の機構に響いていく筋合いだと私は考えておりますが、さらに法務委員会におそらく出される

であろう予定法案に、区裁判所らしきもの等もございいます。その結果によりましては、さらに区裁との関係も出てまいりましょうし、そうなるべくと、その間の人員の異動にも関係してまいります。したがって、私はこれは非常に大きな問題になりそうに思うのがありますけれども、そのところ、大体の見当がないのか。つまり、日弁連なら日弁連あたりの考えもちょっと聞いてみると、ここにもいろいろな異論を交えての意見があるようでありまして、そのところをどう判断されているかのめどをお示しを願えないか、こう思うのであります。

○高橋(等)國務大臣 この問題も、影響するところが御指摘のように非常に多いのでございいます。また、日弁連その他の反対の御意向も、よく知っております。私は、これにつきましても無理をしない、よく話し合つて意見が一致したところで出していきたいというつもりで、いま検討をいたしております。

○大出委員 時間の関係でこまかくは申し上げませんが、これは人との問題もからんでくる筋合いだと思っております。そこで、まあ司法試験などの法律改正というふうなことも、一部伝えられてるわけでありまして、そのところ、あつたらはどうかお考えですか。

○高橋(等)國務大臣 司法試験の問題は、法曹へ来る人が年々非常に減つております。そこで、なるべく在学中にこの試験が通り得るような程度に改正をいたしまして、法曹の人の量と、いいますか、人的の源泉をふやしていきたいということ、準備をいたしております。これはこの国会へ提案をしまして、御審議をお願いする腹づもりでしておりますが、まだ実は私学方面、あるいは弁護士会、いろいろな方面からの御意見が、私の手元にも出ております。それらを比較検討しまして、できるだけおさまりのいい形のものでひとつ国会へ出していきたい。とにかく目的は御了承願えると思うのであります。

○大出委員 実は、その目的がどうもだいたい疑問があるのであります。そこを承りたいので質問をしております。つまり簡裁の事務管轄の拡充という形で、かりに民事五十萬というふうなことになる。そうすると、そのあとに今度は法改正、区裁判所みたいなものになってくる。これは一つ間違えと、一面では簡裁の特徴である、日弁連等を立てなくとも本人が裁判提起ができるという筋書きが、はずれてくる。そこへ持ってきて、いまのお話によるところの司法試験、これは法改正を行なつて在学中に試験が通れるようにする。そうなりますと、四十、五十で司法試験を受かってくるような方々は、回数制限をして押えてしまふ。これが一面出ているわけでありませう。そうして今度は、在学中に採れるためには、法律科目というふうなものまでできるだけ少なくして、逆に教養科目等を中心にして、マル・バツ方式くらしいの試験をやつて採用しよう、こういう筋書きになりそうなのわけですね。そうなると、それじゃ卒業した人をどうするか。すぐ使えない。法律的な面では、旧来の苦心惨たんして司法試験を通過してくる方々とは違つてくるのでありますから、そうなると、この方々に速成教育を一年から一年で修習を受けさせるというふうな形で、裁判所の事務その他を簡略に教えておいて、きわめて短期間に事務的な面を再教育といつたらおかしいかもしませんが、そういう形で、採用する、こういう筋書きになっていくということになりますと、いかなる事件がこの末端の裁判機構に提起されるかというのを考えたときに、これはえらい危険なことになりはせぬかという心配が起るわけですね。したがって、いま大臣が言われた御答弁のそのところ、大きな疑問がございいますから、そのところをお答えをいただきたい。

○高橋(等)國務大臣 御指摘のように、いままで大学教育を受けた連中には一般の試験はやつておりませんが、今度これをマル・バツ式でやるというところ、ございいます。これが適当であるかどうか、必要であるかどうかということも、実は検討いたしておるわけでございます。それから大体科目の選び方その他につきましては、これは臨時司法制度調査会の御答申の趣旨というものを尊重して、実は起案をいたしております。法律科目が従来七科目であったものを五科目に縮小するというところ、ございいます。その結果、どう言つていいのかわかりませんが、いま御指摘のように、どうも役に立たぬような人がふえるのではないかと、若干の影響はあるかもしれないが、研修で補つていきたい、こういうつもりでおるわけでございます。要するに、法曹源というものをどうしてもふやしませんと、判検事というものの拡充ということができない。イタリヤあたりは、裁判を迅速にいたしますために、五カ年計画で判検事の関係を五割ふやすというところ、やつておることを、この間も向こうの高裁の長官が来て話をしました。こちらでも、とにかくやらなければいかぬ裁判の迅速化の問題があるのです。ところが、それにはとても追いつかないというふうなことから、実は法曹源を確保したいということが目的でございます。

○大出委員 そこで、横田最高裁長官が、昨年の五月七日だと思つておりましたけれども、九州で新聞発表をしておられます。五百名ふやして三千人にしたいという内容なんですけれども、それと関連をしまして、いま大臣いろいろ言われておりますが、かといつてこれは裁判ですから、その速成をやつて人をふやすのはいいけれども、じゃ、一体、法律を本格的におやりになった、あるいは長年苦勞されて司法試験を通つたという方でない人、しかも科目内容を変えて採用しやすくするのでありますから、そうすると、その方の内容は落ちてくる、これは当然であります。それを再教育、速成教育みたいなものをやつてということになるわけですね。裁判は、これは結果的に非常に大きく国民全体への利害にからむわけ、ございいますし、基本的な人権にからむわけでありませうから、そんなことは逆な面から見ると、非常に危険な千万なことになりかねない、こういう気がするわけ



です。弁護士になる者もおるからなかなか区別がむずかしいとなれば、そこにおのずから限界があるけれども、一般公務員の場合の修習期間というもの、行政職の場合には、全部公務員という立場で国が公務員としての給与を払っておる。司法官の場合にも、その修習期間がどのような法律的にも身分的に実にあいまいであるという形をとらないで、はっきりした、保障された身分であり、保障された給与として判、検事の卵をつくる機関をりっぱに守ってやるという形、また自由に政治活動をする、判、検事になる者がどんだんか、弁護士になる場合との分別の点で、大臣で御答弁願える範囲内のお答えを願いたい。

○高橋(等)國務大臣 修習生の身分が学生のような身分だと言いましたのは、少しことばが足らなかつたのではないかと思ひますが、ただいま政府委員からお答えしましたように、法律によりまして裁判所がこれを任命したとおるという関係の身分であり、給与は国庫で出す、こういうことになっておる。そこで、いまお尋ねの一つの要点は、それなら政治活動その他が自由じゃないか、こういう点だろうと思ひますが、この政治活動をとめる根拠は実はないのでございませう。しかし、実際の修習生は、自分の受ける修習ということにつきまして、これをなまけたり成績が非常に悪い者については卒業をさせないということになるわけで、勢いそうした連中はそういう面から政治活動を制約されておるといふように御了承願いたいと思ひます。

○受田委員 終わります。

○大出委員 時間がございませぬから、ここでひとつ臨司答申と関連をいたしますので最後に聞いておきたいのですが、近代化ということがうたわれておいて、先般大臣から御答弁いただきましたが、裁判官の宅調などというものはやらさないようにしなければいけないこと等が出ておられますけれども、あわせて、新庁舎がいろいろ岐阜その他にもたくさん建てておられますけれども、新庁舎がで

きて、いすの予算がないとか、落成式の予算がないとか、さあ、じゃあどうするのだということになって、弁護士会だとかあるいは会社あるいは有力者の方々に寄付を仰ぐ。これはある程度常識になっておる。ずいぶんばかげた話だ。私のところに資料が届きまして、こういうわけだというわけですね。さらには鉄道の会社から無料パスをもらって、年に一べん集まって一ぱい飲むというふうなことになる。いろいろなのがあるんですけれども、それは一般官庁でもそのくらしいことはあるじゃないかと言ふ方があるかもしれないけれども、司法行政の関係となつてまいりますと、どうも調停委員の方や何かから、しかも多少の援助をなんということになってきておるとすると、これはどうも私は、そうですかと言つて見通しせぬものがある、こう考へるわけなんです。しかも先般、私はそういう点もあつて、実は最高裁のどなたかにおいでをいただいて、せっかくの予算要求にもかかわらず、政府部内、特に大蔵省が認めていないのでありますから、それらの関係で承りたかつたわけでありませうけれども、この辺の事実についてどういふふうに御判断をされておるかという点を承りたいです。

○高橋(等)國務大臣 私、寡聞にしてそうした事実があるということを実は聞きのがして申しわけないですが、そうしたことは、法務関係の役所、最高裁の役所は、ことに厳格にやらなければいけない。そういうところからものが乱れたら、これはゆゆしい問題だと思ひます。これは裁判所のほうとも連絡し、また法務省は私から十分なる指示をいたして、また大蔵大臣にも予算を組むときにそうしたおぼろげなことが起こらないように十分なる要求をし、納得をさせていくということをお願いしなければならぬと思ひます。御指摘の点は、全く御同意でございませう。

○大出委員 私がもらつておる手紙からいたしますと、職員の方々が、冬季燃料が不十分で、調停委員会のある方、有力者の方から寄付を集めたなどというふうなことが、事実として述べられてい

るのです。それからいま申し上げた無料パスなどの問題、優待券ですね、これは、何かその会社で起こつた場合に、当然その地域における裁判というふうなことができると、それはやはり人間ですから、何がしか心理的影響もこうむる結果になりますし、公正を欠くのではないかと気がする。ところで、いまの大臣の御答弁、まことにごもつともども私もわかるんですけれども、ただ嚴重にこれを取り締まってみても、これはまた人間のやることですから、予算がないとなると、どうしても何か無理をしなければならぬことができ上る。これは一般社会通念からいつても、そういうことになると思ふのでございませう。私は、こういう席でなければ、何かためにしようということならばだいたい材料はなだけれども、そういうつもりで申し上げておるのではないので、ひとつはつきりさせておきたいのですが、これは単に上からこうだぞと言つただけで片づかないのではないかと。つまりせつかくこの予算要求をされても、認められないということになっておる。まあ予算権の二重行使みたいなことなのも、財政法上は裁判所にはないわけではないのですから、そうなると思ふれば、やはりこのあたりで、この辺のところも、さっきの司法試験の内容を変えて若い方を修習生でなんとこのほうを重点的に考えなければならぬ性格ではないかというところを考へておられますので、そういう配慮も将来に向かつてぜひともやつていただきたい。

それから、司法試験の法改正などはまだ出ていないんじゃないかと思ふのでありますが、この問題についてもいろいろ心配がありますから、出てしまえばしまつたでやるだけのことはやらなければなりませんけれども、その以前に何かしら速成をやつて――暴力法なんというものが通る、通らぬで騒ぎましたけれども、きわめて簡単、手軽にそういうことでばんばんきまつていくようなことになると、社会現象としては好ましくないとい

うことも起こりますから、十二分にその辺のところは御注意を賜りたい、こういうふうにご考へるわけですが、それはいいですな。

○高橋(等)國務大臣 これは法曹界にとりまして非常に大切な変更でありますので、それだけの考へ方をもちつていま慎重にやつておられます。ただ、これをいよいよやるという判断が固まれば、政府の責任において提案をいたしたい、こういうつもりでございませう。

○大出委員 関連のある点があるのですけれども、時間の都合で時間切れになると困りますので、法制審議会関係の刑法準備草案について承りたいのであります。

法制審議会は、常設の大臣の諮問機関だろうというふうには私は考へておりますが、だとすれば、この刑法部会が三十六年に草案を出されてから久しくなりましたから、各方面でいろいろな検討が行なわれておるのですけれども、特に私が聞きたいのは、いま全国的に大騒ぎが起つておる。私はここにたくさん資料を持っておるのであります。この三百六十六条、三百六十七条、特に三百六十七条のほうのいま言われている過失贓物罪の件でありますけれども、いわく贓品回収業の方々、いわく質屋さんの組合、いわく古着屋さん、古物商の組合、自転車預かり業の組合、さらに洋品屋さん――洋品屋さんなんか新しい品物なのですけれども、いろいろ売りに来る。さあ買ったところが、それは盗品だ、この準備草案の三百六十七条の筋からいいますと、これも三十万円以下の罰金に入りそうである。こういう騒ぎが至るところに起つておる。先般日比谷あたりでも古物商の組合の皆さんが大会を開いて、さらに与党の皆さんの側でもいろいろ陳情を受けておられて、ある会合では、河野一郎さんという方が何月何日にこちらに参るから、そのときにひとつこれはやめてもらうようにいたさせますなどというふうな答弁をしていらっしゃる。そうなるのならこれはもうしていただきたいのだけれども、そういうふうにだいたい騒然としているわけではございませう。したがって、捨ててもおけぬ問題だと考へます。

ろは御注意を賜りたい、こういうふうにご考へるわけですが、それはいいですな。

○高橋(等)國務大臣 これは法曹界にとりまして非常に大切な変更でありますので、それだけの考へ方をもちつていま慎重にやつておられます。ただ、これをいよいよやるという判断が固まれば、政府の責任において提案をいたしたい、こういうつもりでございませう。

○大出委員 関連のある点があるのですけれども、時間の都合で時間切れになると困りますので、法制審議会関係の刑法準備草案について承りたいのであります。





ているんだということになればそうかもしれないけれども、やはり法務省という立場からして、これだけ社会的に大きな騒ぎが起こりつつあるとすれば、もう少し早い機会に、何がしかのことをやはりもの言うということにしないと、これは政治なんですからね、不安がますます増大するとう結果になってきているのに、さあまだそこまです手がついていないから、いつやるかわからないということだけでは、どうも相済みぬという気がするのです。そのところはどうかというふうにお考えになっておられますか。

○高橋(等)國務大臣 私、事務当局に、非常なこうした反対がある、しかもその反対はうなずける点が非常に多い、だから過失による盗品等の売買買受けという程度のものについては考えなければいかぬ、十分研究しろということを実は命じておられます。しかし、いま法制審議会をせっかくやっております。それに先走って、まだ審議会にも入っていないのに、法務省はこういう見解だということを発表するのは、大臣が、せっかく法制審議会に諮問をしておいて、そうしてその足を引くようなことはちよつとできかねるものだから、この国会における答弁で、とにかく無理はほしいというのが、私の望みであるということをお受け承願したいと思います。

○大出委員 いまお話し「過失により」と、こういうのですが、この三百六十七条は、「営業に關し」というのが前文にあるわけですね。「営業に關し」、過失により情を知らないで、盗品その他財産に対する罪によって得た物を保管し、有償で取得し、又はその処分を施した者は、三十万円以下の罰金に処する。」という規定なんです。そうすると、「営業に關し」ということになりまして、これはさつぱり申し上げた多岐にわたってしまふ、こういう筋書きなんです。これはあまり内容をくどく申し上げても時間がありませぬからやめておきますけれども、大臣のいまのお話しで、さつき常識と言われたんですが、法律で

すから常識というわけにいかぬと思えますけれども、しかし、法務大臣という立場でそうおっしゃっているのだから、してみると、どうもこれは少し極端過ぎはせぬかという、そういう気持ちがあるようにも思われます。ところで、いま法制審議会にかけておられることも承知で聞いておるのです。しかし、ここは単なる役所でもなければ何かの審議会でもないものでありまして、国民一般が今日現在にたいま非常な心配をして、あつてもさつても心配が重なるという傾向にあるとすると、この問題はだんだん知れ渡るので、だから、そうなる、ますます一つ一つの不安、ここに結びついていきますから、やはり政治的発言は必要だろう。つまり法務省として、審議会の答申が出た場合にそのまま実施するということではないはずなんだから、そうなる、それをどういう意思でどう扱うかということになれば、そのあたりで私はものを言つても、現に起こつておる問題に対する処置なんですからいいんじゃないかという気がするのであります。法務省としては、無理はほしくない。言いかえれば、どうも三百六十七条に思ふのですが、どうですか。

○高橋(等)國務大臣 ただいま申し上げましたように、大臣が諮問しておる法制審議会で、また審議にも入つておられないこの問題で、法務省の意見を述べ、これは適當ではないと思ふのであります。が、いまここで申し上げましたように、とにかく心配なさるようなことはいたさないという考えは、根本的に持つておられます。そういう意味でお受け取りを願つておきたいと思ふのであります。

○大出委員 くどくどく質問をしたほうが、より政治的にものをおっしゃるだろうと思つたのですが、心配なさるようなことはしないというので、いま心配の主体はおわかりの上なんです。ごいいますので、これ以上のため押しはいたしません。

それでは時間が一時になりましたので、終わります。

○河本委員長 田口誠治君。  
○田口(誠)委員 通産大臣が席に着かれるまでに要望を申し上げておきます。  
これは法務省の關係です。いまメーデー事件が公判がなされておりますが、聞くところによりますと、七月くらいまでかかるようございませぬ。そこで、これは本委員会、または本委員会で全体的な法案の審議ができませんということになれば、法務委員会やらなければなりません。準備をしておいていただかなければなりません。これは、論告文の中には相当膨大なものがある。二時間も三時間もあつて、それで聞いておつてもなかなかわからない。最後の結論だけわかるといふことである。結論というのはその人の人権に關連のあるものでございませぬので、こういうものはプリントにして配布してもらつたらどうかということございませぬ。今日はそうした予算がございませぬので、予算の關係からどうするのだというやうなことをひとつ準備をしておいてもらいたい。これが一つ。

それからもう一つは、あのメーデー事件の問題については、十六歳の少年が付和雷同という罪状で同時に起訴されております。これは、少年の場合には少年院がございませぬが、こうした關係からこれは問題があらうと思ひますので、こういう点もやはり質問の対象になります。  
それからもう一つは、何といつても、七月までやるといふことになりませぬと、一週間に二回くらいずつ呼び出されておると、職場につとめておる者としては、非常に事業場としては困るわけなんです。本人としては非常に心苦しいわけなんです。が、こうした問題の進め方についてもやはりお聞きをいたしたいと思ひますので、こういう点の答弁の準備を、数字的な面もございませぬので、ひとついまから要請をいたしておきます。

○伊能委員 いまの問題に關連して、本委員会においては、法務關係は大体質問が終了したように

思ふのでありますが、いま田口委員から御要求のあつた点については、来週、法務關係の設置法をわれわれとしては社会党のほうにお願いをして上げたいと思ひますので、そのつもりで御質問に對する準備その他を法務省關係にお願いをしておきたいと思ひます。

○河本委員長 通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。  
質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、これを許します。稲村隆一君。  
○稲村(隆)委員 通産大臣はいま参議院の予算委員会に御出席を要求されておりますから、私、對ソ貿易の問題、これは共産圏全体にも當てはまる問題であります。一、二点だけ簡単に大臣の見解を承りたい、こう思つておるわけでありませぬ。

というのは、私ちようどことしの一月、日ソ貿易協定の進行中にモスクワにおつたのであります。それで、ソ連貿易省の総局長兼アジア局長のスパンダリアン氏に、対日貿易方針を詳しく聞いたわけでありませぬ。同時にまた、下田大使以下日本の大使館の方々の意見も聞き、また日本の貿易業者の意見も聞いたのであります。その結果の問題であります。今度對ソ貿易は、往復三億五千万ドルか七千万ドルかはつきりいたしません。が、入超が二千万ドルのようでありませぬけれども、飛躍的に発展いたしましてきまりまして、日本の對外貿易の第四番目に對ソ貿易がの上がつたわけでありませぬ。これは対日感情がいいとかなんだとかいうことだけじゃなくて、日ソ貿易は必然に發展する客觀的条件があるわけなんです。そして今度は非常にいいチャンスでありませぬ、このチャンスをのがさないでやるのが最も重要ではないか、こう私は思ふので申し上げるのであります。そこで問題は、輸銀の融資の問題であります。私は五年では短過ぎると思ふので、御存じのように、日本の大使館に聞いても、業者に聞いても、ソ連は

いままでもかつて契約を守らないようなことは一回もない。相手としては非常に信用できる。これはやはり他の先進国並みであることは明らかである。そういう意味からいって、競争相手があるのですから、これは五年などと言わないで、もっと自由に、やはり十年でも八年でもかまわないというふうなことをやるのが、日本がソ連を中心とする共産圏の貿易を発展させるためには、ぜひとも必要な処置じゃないかと私は思うのであります。その点に關しまして、通産大臣の御意見を聞きたいと思っております。

○櫻内國務大臣 たいだいま、稲村委員が日ソ貿易協定のおりにソ連にいられて、その実情に沿ってのお尋ねがございました。御趣旨の点はよくわかるわけでございます。幸い昨年度、大体の推計が往復二億一千万ドルぐらゐの貿易量になっておると思ひます。非常な伸びでございました。今後におきましても安定した貿易相手国ではないか、かように私も思ひます。

そこで、いまの延べ払いのお話でございますが、昨年十月に尿素プラントの八年の延べ払いに踏み切っておるのでございます。おそらくこの内容についての御批判があつてお尋ねであらうと思ひますが、當時の情勢からいまして、政府は、西欧並みで、そういう基本原則を立てておりました。ソ連と西欧諸国の貿易の実情からいまして、不確実ではございますが、相当延べ払いをしておる。こういうことから、日本としても延べ払いを考へるべきである、こういう見地から、尿素プラントの延べ払いを承認することにしたのであります。しかし、諸国の状況がまだはっきりいたしておりませんので、とりあえず五年の輸銀資金を使うことを認めまして、あとの三年は民間金融でやつてもらいたいというふうなことで承認をいたしました。その後、情勢からいまして、五年が過ぎた後の六年目、七年目、八年目はどうか、こうなりまして、八年輸銀を使つてもよいと思ひます。

○稲村(隆)委員 これは實際の取引になるのです

が、日本が五年と言つて、英國あたりは事實上十年と言つちゃうのです。それで負ける場合が多いわけですね。そういう点がありますから、主導権は常に相手にとられないで、初めからこつちがとるというふうな考えで私はやられるほうがいいのではないかと思ふのです。民間から借りるものといつても、五年は輸銀から借りるものである。三年なり二年なりは民間から融資をしてもらうというふうな申し立ても、御存じのように、貿易というものはきわめて利益の薄いものでありますから、民間の金を借りたんでは間尺に合はぬわけですね。そういうわけで、私は、いまの段階においては、共産圏貿易の問題は、ものによつてはそれは民間の金を借りても採算のとれるものもあるかもしれませぬけれども、大体私は輸銀の融資に依存しなければ、これは採算がとれないだらうと思ふのです。そこで私は、やはり競争相手があるのですから、遠慮しないで、むしろこつちから先べんをつけて、そしてある点向こうに利益を与える。向こうの言うとおりになるという必要はないが、利益を与えるというふうな向こうの立場を考へてやること、私は必要じゃないかと思ふのですが、その点、大臣はどうお考へになるか。

○櫻内國務大臣 昨年ミコヤン副首相が参りました、おそらく御承知だろうと思ひますが、プラント類の三億五千万ドルの引き合をしていったわけでございます。その場合、日本側といたしまして、当然各国との競争をよけいしなければなりません。その競争に対処するためにどういう立場をとるのか、目下こういうところに非常に苦慮をいたしましたわけでございます。申し上げるまでもございませぬが、商売でございますから、日本が率先して条件をよくしていくという事は、おのずから各国間の貿易の過当競争を引き起こすことにもなりかねません。また、延べ払いの場合に共産圏向けは大体五年でいこうというふうな、そういう相互間の話し合ひもございまして、あまり長期のものもいかがか、こういうふうに見ておつたのでございませぬが、当時私どもの得た確実な情報によ

り、またその後明らかになつたのであります。英國とかイタリアの出方などを大体見当をつけまして、そこで八年の尿素プラントというものを決意したわけでございますが、今後におきましても、国際貿易競争はなかなかきびしいのでございませぬので、われわれとしては、十分慎重に、またでき得る限り広範囲の情報をとり、また検討をすいきたい、かように考へております。

○稲村(隆)委員 ものによつて、たとえば船のよなもの、日本の造船技術は世界最高水準ですから、これは私にはそう心配ないと思ふのです。どこもかなわなないと思ふのです。ところが、化学プラントのようなものになりますと、これはドイツやイギリスあるいはイタリアよりも、部分的には劣つてゐるものもある。むしろ向こうのほうがすぐれてゐるものが多いのです。そういう場合、私にはうかうかしておるといふと、のんきなことをしておると、向こうにやられてしまふ。それは西欧諸国のことなど、むしろわれわれは過当競争は願はずにせねばならぬけれども、ソ連としては、同じ値段であるならば、日本から買ったほうが輸送関係で得なす。ヨーロッパから持つてくるよりも、場合によつては……まだシベリア開発なんか端緒にも入つておりませぬけれども、極東、シベリア開発なんといふことは、御存じのようによつて、自分の国の奥から持つてくるよりも、日本から持つていったほうが、輸送費が安くて得な場合があるのです。そういうわけで、特にシベリア開発なんといふものはまだやつておりませぬけれども、極東からシベリア開発といふものをこれからやるといふことになりませぬ、これはどうして日本から買ったほうが得だ、こういうことでは、盛んに向こうでは日ソ貿易のムードをおおつてゐるわけですね。対日感情がいいという特別な理由はないのです。ムードをおおつてゐるわけですね。ですから、これは思ひ切つてやはり五年なんとはきめなないで、相手のことも多少顧慮しなければならぬけれども、そう顧慮しないでやる必要がある。過当競争なんといふことを心配する必要はないと思ふ。いろいろ西欧諸国は、たとえばこの前石油の輸送管の場合には、これはソ連のほうではもうあまり熱意はないようですが、NATO諸国で干渉するとか、あるいはまた外交交渉にあって、外交交渉は外務省がやるのですから、アメリカに遠慮しなければならぬと言つけれども、最近の米ソ貿易は非常に発展してゐるわけですね、飛躍的に発展してゐるわけですから——これはむしろこの前ソ連が食糧がなくてアメリカから食糧を買つたという点もあるけれども、これは数字は私ここに持つておりませぬが、おそらく通産省のほうではその数字があると思ひます。米ソ貿易も飛躍的に発展してゐる。それですから、私は、そういう点はそう西欧諸国に遠慮しないで、こつちは独自の立場でどんどんやつていく。それにはどうしても輸銀の融資の延べ払いをもつと延ばすということが、私は必要だと思ふのです。何もこれは心配ないと思ふのですが、その点、大臣はどうお考へになるでしょうか。

○櫻内國務大臣 稲村委員が先ほど御指摘になりましたように、六五年の日ソ間の貿易については、三億五千万ドルという協定を結びました。この協定によつて大体の輸出入の目標が立つておりましたので、比較的貿易がやりいひいではないかと思ふのであります。従来、日本のほうが輸入がよけいになっておりました。今度の協定では、それを改善するために輸出が二千万ドルふえておる、こういうわけで、大体の目標が立つておつて、その中の商売でございませぬので、私としてはこの協定を履行していく上には、従来の方針でそう支障はないと思つておるのであります。ただ、今後の御指摘のような日本とソ連との地理的な優位な条件からいまして、さらにもつとこれを飛躍せしめよう、そのためには日本が一そう努力したいと思ひます。

なお、対岸貿易につきましては、協定内では四

百方ドルないし五百方ドル、こういうことでござい  
ました。従来の実績はあまりあがっておりま  
せん。大体この目標の半分を少し上回る程度では  
ないかと思うのでありますが、最近ソ連において  
は、この対岸貿易のための特別の機関もできたよ  
うでございまして、今後は相当やりいいのではな  
いか。このほうについては特に力を入れていき  
たい、かように思っております。

○稲村(陸)委員 重ねてお尋ねするようですけれ  
ども、対ソ貿易は、中共貿易のように台湾の問題  
などという隘路はないわけですから、五年などと  
いうことはきめないで、場合によっては——それ  
はむろん特例として、いま大臣のお話のように八  
年もあるし、七年もたまに一、二の例はあると私  
は思うのですが、これはそのときの条件に対処す  
るように五年とか八十年とかいうことをきめない  
で、場合によっては八年にもするし、十二年にも  
する、競争相手があるのですから。現にイギリス  
などはそうです。日本が五年と言ったら、向こうは  
八年とか十年をやっている。それで日本の貿易業  
者が困っている。私、現に聞いてきた。だから、  
そういう点に対して迅速に対処できるような方針  
をきめておかないといかぬと私は思うのです。そ  
の点はどうです。五年なんて何もそんなことを  
きめておく必要はないと私は思う。

○櫻内内務大臣 御説明申し上げるまでもござい  
ませんが、輸入の資金量というものが一応ござい  
ます。その中で、対ソ貿易などがいま申し上げた  
ような協定のワケで、あるいはまた将来性もある  
のでございまして、私としてはできるだけ考え  
ていくという方針には変わりはないわけござい  
ます。そして先ほど申しましたように、ミコヤン副首  
相の引き合いなどがございまして、その引き合いに  
よってケースバイケースで商談が進んでいきます  
ので、商談に際しまして、稲村委員の御意見のよう  
に、せつかくの商談ですから、ほかからこれが負  
けてはいけませんから、そこところは相当広範  
囲に情報もとって、またわれわれとして踏み切ると  
ころは踏み切って、その商談の成立のために援助

をしていきたい、かように思っております。いま  
までのところ、そう大きな支障はなかったと思  
うのでありますが、もしソ連でいろいろお聞きで具  
体的な事項がございまして、私のほうにお知らせ  
いただければ幸いですと思っております。  
○稲村(陸)委員 いま大臣の御答弁でわかりまし  
た。次に私ちょっとお尋ねしたいのは、石油の  
問題です。  
石油は、何と言っても対ソ貿易の中心なんで  
す。これはチャンスはいままで幾らもあつたので  
すが、向こうのほうでは、日本は石油を積極的に  
買うような気持ちはない、それは英米資本が妨害  
するんだ、こういうふうなことを言っていましたか  
ら、英米資本の入っているところはソ連から買う  
わけはないですが、日本でも民族資本の石油会社  
が三十もある。それが、そういうふうなところだけ  
じゃないと私は弁解しておいたのです。ところが  
石油というものは、ソ連だってそう輸送能力はあ  
るわけじゃないのです。日本からもっと買つても  
らいたかつたのだけれども、御存じのようにソ連  
の石油は硫黄分が少ない。それで安いわけなんで  
す。それでもっと早く思い切つて契約すれば、い  
までも四百万——そのうちの半分くらいは重油そ  
の他合わせて出光であると思つておけば、もう  
少し早く出光興産が当時契約をやつておけば、こ  
れはもつとソ連の石油はたくさんきたわけなんで  
す。これは日本のために非常に利益になるし、同  
時に、石油というものを買わなければ、日本の対  
ソ貿易全体はふるわけじゃないのです。それは  
私が説明する必要は少しもありませんが、それは  
そういう点についてチャンスをはかっているわけ  
です。それからバクーから来る石油は、日本に売  
るべきものをすでにほかへ売つてしまつてい  
る。いまではそれで石油をこれだけ買いたいとい  
う状態なんです。そこで、いまソ連ではシペリ  
アで石油の新しい資源を見つけてそれを開発  
中ですが、いずれこの問題は片づくと思  
うのですが、この石油の問題ですが、通産省の指導

方針が、政府の指導方針が、ちょっと足りないの  
ではないか。たとえばソ連の石油は最初安かつ  
た。だんだん高くなつてきたというところは、日本  
の業者がお互いに競争して突つて、ソ連の前  
に、何というか、だれでも抜けがけの功名はある  
でしょう、商売ですから、それをやり過ぎまし  
て、だんだんソ連の値をつり上げていつたのは事  
実であります。こういう点に対して、やはり通産  
省あたりの、政府の指導がもっと必要ではないか、  
こう私は思つておるのです。それから、大体出光  
興産がいま契約している石油というものは、ほか  
の会社のものよりもトンに対して一ドルくらい安  
いのです。そういうことがいろいろな支障を来た  
しておると思うのですが、これもソ連側と出光興  
産がこれに合つてに契約したので、おそらく政府  
はそういうことはあらず知らないと。これは  
は商売だから、何も出光興産が悪いとかんとか  
いうわけではない、それは当然のことですから  
しかし、そういう点に、とにかく対ソ貿易の過程  
におきまして——むろんこれは抜けがけの功名も  
ある点までやむを得ないけれども、もう少し強力  
に政府が統一した指導をやる必要があると私は思  
うのですが、その点、今後の問題が重要ですか  
ら、通産大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○櫻内内務大臣 ソ連産の現在まで日本が買つて  
おります原油が、硫黄分の少ない、いわば良質  
の、そして安いものであるというところは確かござ  
います。しかるにあまり輸入量がふえてこない  
じゃないか、それは現在の日本の石油精製会社が  
外資関係、言いかえればアメリカ資本関係の会社  
が多い、こういうことではないかというふう  
に御觀察のようであります。ところで、この原油  
は、言うまでもなく特に自由化をいたしておるの  
でございまして、良質でそして安いということ  
からいたしますれば、国内の業者がどんどん買  
付けてくれるのではないかと思います。と思いま  
す。先ほど申しましたように、日ソの間には一応の  
協定ワケがございまして、六三年で実績は三百五十  
二万キロ入荷しております。その場合の予定は三

百七十万であつたわけでございます。六五年は、  
これは原油、重油合わせてございまして、四百  
万の目標でございまして、おそらくこの目標は、  
原油の関係を中心に考えてみますときに、貿易は  
自由化されておるのでございまして、良質で安  
いということからいたしまして、目標を達成する  
のではないかと思います。特に最近におきまして  
は、四日市の問題でもおわかりのように公害が非  
常にやかましいものでございまして、硫黄分の少  
ないほど好まれるという傾向もございまして、で  
ございまして、特にいまの四百万キロのワケを達  
成するために、政府として何か奨励をするとかい  
うようなことがなくとも、いまの貿易のたてまえ  
からいたしまして、目標にはいく、かように觀察  
をしておるわけでございます。

○稲村(陸)委員 もう一つ、私はよく流通のこと  
も知りませんが、あるいはこういう質問をしたら  
笑われるかもしれないのですが、ソ連の極東には  
LPGが非常に豊富にわけてあります。そこで、新潟  
の天然ガスは輸送管で東京へ送つて、それで東京  
ガスに送つておるわけなんです。それだから、ソ  
連のあのLPGを、無限にありますが、あれを  
持つてきて使う、こういうふうなことは、私は必  
要じゃないかというふうなことを考へてきたので  
すが、そういう点は、通産当局としては調査ができて  
おるでしょうか。

○櫻内内務大臣 実はこの貿易協定のうちに、御  
指摘のような、シペリアにおけるLPG生産が相  
当に豊富で、かつソ連として余つておるとい  
うのであれば、当然その話が出そうなものだと思  
うのであります。また日本側も、ちょうど一月の協  
定のおりには、遺憾ながら日本の需給の見通しが  
狂つておりました、LPGが非常に品不足のおり  
でございまして、かりにソ連からそういう話が  
出ますと、この協定の中に入つてきてもいい条件  
であつたと思つておるのですが、しかしながら、  
このLPGの問題は、交渉の過程ではなかつた  
ということでございます。もし稲村委員のお話のこ  
とくに、相当余剰もある、こういうことございま

た、政府の指導方針が、ちょっと足りないの  
ではないか。たとえばソ連の石油は最初安かつ  
た。だんだん高くなつてきたというところは、日本  
の業者がお互いに競争して突つて、ソ連の前  
に、何というか、だれでも抜けがけの功名はある  
でしょう、商売ですから、それをやり過ぎまし  
て、だんだんソ連の値をつり上げていつたのは事  
実であります。こういう点に対して、やはり通産  
省あたりの、政府の指導がもっと必要ではないか、  
こう私は思つておるのです。それから、大体出光  
興産がいま契約している石油というものは、ほか  
の会社のものよりもトンに対して一ドルくらい安  
いのです。そういうことがいろいろな支障を来た  
しておると思うのですが、これもソ連側と出光興  
産がこれに合つてに契約したので、おそらく政府  
はそういうことはあらず知らないと。これは  
は商売だから、何も出光興産が悪いとかんとか  
いうわけではない、それは当然のことですから  
しかし、そういう点に、とにかく対ソ貿易の過程  
におきまして——むろんこれは抜けがけの功名も  
ある点までやむを得ないけれども、もう少し強力  
に政府が統一した指導をやる必要があると私は思  
うのですが、その点、今後の問題が重要ですか  
ら、通産大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○櫻内内務大臣 ソ連産の現在まで日本が買つて  
おります原油が、硫黄分の少ない、いわば良質  
の、そして安いものであるというところは確かござ  
います。しかるにあまり輸入量がふえてこない  
じゃないか、それは現在の日本の石油精製会社が  
外資関係、言いかえればアメリカ資本関係の会社  
が多い、こういうことではないかというふう  
に御觀察のようであります。ところで、この原油  
は、言うまでもなく特に自由化をいたしておるの  
でございまして、良質でそして安いということ  
からいたしますれば、国内の業者がどんどん買  
付けてくれるのではないかと思います。と思いま  
す。先ほど申しましたように、日ソの間には一応の  
協定ワケがございまして、六三年で実績は三百五十  
二万キロ入荷しております。その場合の予定は三

すれば、実はLPGに対する私の方針としては、現在の品不足の状況から、きのうも船を二は認可を与えたようなわけでございますが、また買い取り先をできるだけ分散しておこう、こういう考え方もございます。対岸の向こうから買入れて、裏日本に上げるという事は、これは好ましい状況だと思っております。これは私もひとつよく調査してみたいと思っております。

○稻村(隆)委員 それで私、これはソ連当局から聞いたのですけれども、うんとある、こう言っているのですから、これは間違いないだろうと思っております。それでちょっと考えているのですが、秋田の肥料工場などは、天然ガスがなくてどうにもならぬ状態なんですね。そういうわけで、秋田は現にいまソ連の貨物船が通っておるわけですから、これはばくもしろりとわかりませんが、秋田あたりにタンカーで持っていって持っていくのと思っておりますので、その点、政府のほうでも至急具体的に調査されて、ぜひともソ連、極東のLPGを日本のほうに持ってきて利用するように、具体的な調査をしていただきたい、それを私はお願いするわけでありませぬ。

最後に、私は沿岸貿易について一点だけ御質問申し上げたいのですが、今度ソ連では沿岸貿易というものを盛んにムードを上げています。しかし、これはばくは必ずしも幻想を持つてはならぬと思っております。額から言えば知れたものから、しかし、ソ連としては画期的なことをやられたわけでは御存じのように、ソ連貿易が一番困るのは、ソ連は一切決裁をモスクワに仰がなければならぬので、貿易商社がみんな困っておる。時間がかかって、もう許可がきたときにはチャンスを失ってしまつて、取つてもしょうがないというふうなことになることが多いわけですね。そういうことをソ連は考えたのかどうか知らぬけれども、あるいは沿岸貿易というムードによって、日本全体の、日ソ貿易全体を上げようという考え方もしらぬけれども、とにかくモスクワの決裁を受けなくとも、ナホトカで決裁できる極東貿易事務所と

いうものを、御承知のとおりつくつたわけですね。そして政府代表としてはクゼンコという人が来ておるわけですね。それから貿易局というか、向こうは公団か何かでやるようですね。公団ですね、その公団の所長にイワフニツクという人が来た。これは日本語もできるもので、これが沿岸から何をかうかという事実上の決裁をしておる。このクゼンコとイワフニツクの両氏が一切をきめて、モスクワの指揮を仰がなくてもできるような権限を与えられておる。これはいまだかつてソ連ではないことでは、中央集権的な、何でも上できめるソ連としては、画期的なことなんですね。そういうわけでありませぬが、これは時間がないから私がいま申し上げても、スパンダリアン氏が私に、見本市が新潟、舞鶴、富山で開かれるから、その結果具体的になことをきめるけれども、とにかく、沿岸地方から果物、野菜——青物は現に行つております。それから繊維製品——私は新潟県ですが、繊維製品もずいぶん出ている。それから家具、これはみなソ連は不足しておるのです。家具とか漁具、それに農具、そういうふうなものを沿岸方面から買うようにしたい、こういうことをスパンダリアン氏は言つておりましたが、そういうことに對して、ソ連があれだけ沿岸貿易に乗り出しているわけでありませぬから、日本政府としては沿岸貿易に對するどの程度の準備ができておるか。これはすぐ問題になることでありませぬ。六月、八月、何か見本市をやつてからの問題でありませぬが、こういう問題もいろいろな団体がやつておりますけれども、これは政府のほうではよほど強力に指導して、変なこともないことを業者お互いがやらないように心がけておくことが必要だし、沿岸貿易に對するどの程度の準備ができておるか。どうも準備ができておるように思えないのですが、その点ひとつお尋ねしたいと思つております。

○櫻内国務大臣 稻村委員も御承知だろうと思つておりますが、私も日本海、裏日本の地方でございまして、対岸貿易には関心を持っておるほうでございますが、六四年の実績の推定が、輸出は、いま

品目をおあげになりましたうちの漁網は入つておりますが、そのほかはパレイシヨのようなものとかナイロン類でございます。では日本が買付けたものは何か。薬用植物とか魚類とか毛皮というようなことで、これが約二百萬ドルくらい、輸出したのが百八十萬ドルくらいが、六四年の実績になつておるわけでございます。先ほども申したように、五百萬ドルという往復の目標からいつても、まだだいぶ下回つておる、こういうふうなことで、せつかく期待はしておつても、徹々たるものでございませぬ。お話のように、民間が中心の見本市も開催される際でございますので、この機会に對岸貿易を進めるといふことは、裏日本一帯にとつては好ましいことだと思つておる。そこで、当初はいまの貿易協定の中のワクを達成させる。また、いまお話ししたのワクを達成させる。また、沿岸で必要なものを日本として積極的にこれを輸出する。また先方が売ろうというものにつまましては、われわれとしても十分考えていく、かように思つておる。ソ連がナホトカに對岸貿易のための事務所を設置したといふことは、非常に關心を持っておる一つのあらわれである。かようにわれわれとしても觀察をしておる次第でございます。今後對岸貿易については積極的な心がまえで取り組んでいきたい、かように思つておる。

○河本委員長 次会は、明五日前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十分散会





昭和四十年三月九日印刷

昭和四十年三月一〇日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局